

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	第六十一条において読み替えて準用する次条に規定する再調査の請求書
第十九条の見出し及び同条第一項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。） 審査請求書	第五十四条に規定する期間 再調査の請求書
第十九条第二項	処分についての審査請求書	再調査の請求書
第十九条第四項	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定） 審査請求書	処分 再調査の請求書
第十九条第五項	第二項各号又は前項各号 処分についての審査請求書 審査請求期間 前条第一項ただし書又は第二項ただし書 前条第二項から第五項まで	第二項各号 再調査の請求書 第五十四条に規定する期間 同条第一項ただし書又は第二項ただし書 第六十一条において読み替えて準用する前条第二項第四項及び第五項 再調査の請求書
第二十条	審査請求書	再調査の請求書
第二十三条（見出しを含む。）	次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁 前二項	審理手続を経ないで、第五十八条第一項 処分庁 第二項
第二十五条第二項	第二項から第四項まで	第二項及び第四項
第二十五条第六項	執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあつたとき
第三十一条第一項	審理員 この条及び第四十一条第二項第二号	処分庁 この条
第三十一条第二項	審理員 全ての審理関係人	処分庁 再調査の請求人及び参加人
第三十一条第三項及び第四項	審理員	処分庁

別表第三（第六十六条関係）

第三十一条第三項	前二項	第一項
第三十九条	審理員	処分庁
第五十一条第一項	審理員	処分庁
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	参加人
第五十三条	第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件	第六十一条において準用する第三十二条第一項の規定により提出された証拠書類又は証拠物
第九条第一項	第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（この節を含む。以下「審査庁」という。） この節 処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。） 若しくは条例に基づく処分について、第二十四条 審査請求に係る処分若しくは に關与した者又は審査請求に係る不關与に係る処分に関与し、若しくはに關与することとなる者 前項に規定する場合において、審査庁 前項において 適用する 第十三条第四項 第二十八条	第六十三条に規定する再審査庁（以下この章において「再審査庁」という。） この節及び第六十三条 裁判庁等（原裁判をした行政庁（以下この章において「裁判庁」という。）又は処分庁をいう。）以下この章において同じ。 又は第六十六条第一項において読み替えて準用する第二十四条 原裁判に係る審査請求に係る処分、 又は原裁判に關与した者に關与することとなる者 第一項各号に掲げる機関である再審査庁（以下「委員会等である再審査庁」という。） 第六十六条第一項において準用する 第六十六条第一項において準用する第十三条第四項 同項において読み替えて準用する第二十八条